

保 護 者 様

金沢市教育委員会
金沢市立 学校長

就学援助（準要保護）申請中の児童生徒の
『学校病』の治療について（調査）

健康診断及び健康相談を実施した結果、お子様は学校病の疑いがありましたので、専門医の診断を受けられるようお勧めします。

『学校病の医療費』については、現在申請中の就学援助の準要保護児童生徒に認定されれば、金沢市が治療費を援助することができます。

ただし、就学援助の認定結果が明らかになるのが7月中旬頃のため、認定前に治療を希望する場合は、『確約書』（認定されなかった場合には責任を持って医療機関に支払いをすることを約束するものです）に記入・押印することにより「仮認定扱い」され、『医療券』の交付を受けて治療を開始することができます。

つきましては、学校病の治療について保護者様のご意向を調査したうえで、書類の配布を行いますので、下記調査票を 月 日（ ）までに学校へ提出くださるようお願いいたします。

※なお、援助を受けて治療するときは、『学校からの治療の指示』と『医療券』が必要です。
学校からの指示を受けず、治療後に費用を請求することは認められておりません。

【学 校 病】

う歯（むし歯）
中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・寄生虫病
トラコーマ・結膜炎
白癬・疥癬・膿痂疹

----- きりとりせん -----

学校病の治療についての調査票（該当する記号を○で囲んでください。）

- A. 認定の前に治療をしたい → 確約書を配布しますので記入し提出ください。
- B. 認定が決定した後に治療をしたい → 7月中旬頃の認定結果通知をお待ちください。
- C. 医療費の援助を必要としない

学 年 ・ 組 _____ 年 組 _____

氏 名 _____

保護者氏名 _____